

目標払出し額（分配金）の更新に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「豪ドル高格付債ファンド（毎月決算/目標払出し型）＜愛称：ターゲットA U＞」のT1コースおよびT2コースの目標払出し額（分配金）を下記のとおり更新いたしますので、ご連絡いたします。

記

T1コースおよびT2コースにおける目標払出し額（分配金）および適用期間

コース名	＜更新前＞ 2016年4月～2016年9月	→	＜更新後＞ 2016年10月～2017年3月
T1コース	56円程度		51円程度
T2コース	24円程度		22円程度

※目標払出し額（分配金）は1万口当たり、課税前

以上

上記の額は、各コースが投資する外国投資信託から受け取る分配金に応じた額を基に委託会社が設定した当該期間の課税前の目標払出し額（分配金）です。投資先の外国投資信託の分配金は投資収益とは直接関係無く決定されるものです。したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。

なお、目標払出し額（分配金）は予想に基づくものであり、掲載した額のお支払いを保証するものではありません。上記期間経過後の目標払出し額（分配金）については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- 分配金は分配方針に基づき、決算時に委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標払出し額を下回る可能性があります。
- 目標払出し額（分配金）は、あくまでも払い出す分配金の目標の目安を示すものであり、各コースにおいて一定の利回りを保証するものではありません。また、分配金の水準は、各コースの収益率を示すものではありません。



当資料は新光投信が受益者さま向けに作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類あるいは販売用資料のいずれでもありません。当資料は証券投資の参考となる情報の提供を目的とし、投資の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると考えられるデータなどに基き作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。ファンドの購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面など（目論見書補充書面含む）をあらかじめお受け取りのうえ、詳細をよくお読みいただき、投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

＜愛称：ターゲットAU＞

追加型投信/海外/債券

Shinko Asset Management Co., Ltd.

【収益分配金に関する留意事項】

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの主な投資リスク

各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

各コースの基準価額の変動要因となる主な投資リスクは次のとおりです。

- 為替変動リスク ●流動性リスク ●金利変動リスク ●信用リスク ●カントリーリスク ●特定の投資信託証券に投資するリスク など
- ※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%（税抜3.0%） を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社または新光投信にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	ありません。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用		
保有期間中	運用管理費用（信託報酬）	日々のファンドの純資産総額に年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して 年率1.336%（税抜1.26%） 程度となります。運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。
	その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度（監査報酬は日々）、投資信託財産が負担します。また、AU債券・ファンドにおいても、有価証券などの売買手数料、監査報酬、弁護士費用、税務関連費用および当初設定にかかる諸費用などがかかります。※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

- 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。
- 詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）、運用報告書などでご確認ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	新光投信株式会社	金融商品取引業者、関東財務局長（金商）第339号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	

販売会社

販売会社名	登録番号	加入協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
三井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局(登金)第11号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会



当資料は新光投信が受益者さま向けに作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類あるいは販売用資料のいずれでもありません。当資料は証券投資の参考となる情報の提供を目的とし、投資の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると考えられるデータなどに基き作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。ファンドの購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面など（目論見書補充書面含む）をあらかじめお受け取りのうえ、詳細をよくお読みいただき、投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。